

2020年10月5日

2020年個人情報保護法改正の改正点

矢吹法律事務所
弁護士 北郷 元基

第1 総論

「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が2020年6月5日に国会で可決、成立し、同月12日に公布された。同法の施行日は、原則として公布日である2020年6月12日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日と規定されているが（同法附則1条本文）、第144回個人情報保護委員会配布資料¹によれば、2022年春～6月の施行が予定されている。

本改正においては、大きく分けて、①個人の権利の在り方、②事業者の守るべき責務の在り方、③事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方、④データ利活用に関する施策の在り方、⑤ペナルティの在り方、および⑥法の域外適用・越境移転の在り方について改正がなされている²。

本稿では、本改正の経緯（以下、**第2**）および上記の各改正点（以下、**第3**ないし**第8**）について概説する。

第2 改正の経緯

個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）の改正は2015年にも行われ、2017年5月30日に改正法が施行されていた。同改正法の附則12条には、同改正法の施行後3年ごとに施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずる等の規定（以下、「3年ごと見直し規定」という。）が定められていた。

個人情報保護委員会は、3年ごと見直し規定に基づき、関係団体や有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理を進め、審議の結果を取りまとめた

¹ 第144回個人情報保護委員会配布資料1『個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組(案)について』（2020）5頁
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200615_shiryuu1.pdf

² 個人情報保護委員会『個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）』
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612_gaiyou.pdf

「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点」や中間整理、「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」（以下、「制度改正大綱」という。）の公表・意見募集を実施した。これらの検討を経て、「自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から」、個人情報保護法の改正を行い、本稿第3以下で概説する各措置を講ずることとされた³。

第3 個人の権利の在り方についての改正点

1 保有個人データの範囲拡大

(1) 現行個人情報保護法の規定

現行の個人情報保護法（以下、「現行法」という。）では、保有個人データとは、個人情報取扱事業者が開示等を行うことのできる権限を有する個人データであって「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令に定めるもの又は1年以内の政令で定める期間内に消去することとなるもの以外のものをいう」（現行法2条7項）とされている。上記の「1年以内の…期間」については、政令で6月と定められている（現行法施行令5条）。

保有個人データに該当した場合、その情報について本人開示（現行法28条）、訂正等（同法29条）、利用停止等（同法30条）を請求することができる。

したがって、現行法の下では、6か月以内に消去することとなる個人データは保有個人データに該当せず、よって本人の開示等の請求の対象とはならない。

(2) 改正点

本改正後の個人情報保護法（以下、「改正法」という。）においては、保有個人データの定義から「又は1年以内の政令で定める期間に消去することとなるもの」との部分削除された（改正法2条7項）。これにより、6か月以内に消去する個人データも、保有個人データに該当することになった。

(3) 実務への影響

本改正により保有個人データの範囲が拡大されたため、6か月以内に消去する個人データも本人からの開示等の請求の対象となりうる。企業としては、6か月以内に消去する個人データの従前の取扱いにつき再確認し、かかる個人データについて開示等の請求の対象外との整理をしていた場合には、その対応を見直す必要がある。

³ 前掲注2

2 利用停止等の請求および第三者提供の停止請求の要件緩和

(1) 現行法の規定

現行法では、本人は個人情報取扱事業者に対し、保有個人データの利用停止・消去請求（現行法30条1項）および第三者提供の停止請求（同条3項）を行うことができる。

個人情報取扱事業者は、上記請求を受けた場合であって請求に理由があると判明したときは、多額の費用を要するなど対応が困難な場合において権利保護のための代替手段を講じるときは除いて、遅滞なく利用停止・消去および第三者提供の停止を行わなければならない（同条2項、4項）。

ただし、いずれの請求についても、一定の法違反があることが要件となる。即ち、利用停止・消去請求については、保有個人データについて現行法16条に違反した取扱い（目的外利用）や同法17条に違反した取得（偽りその他不正の手段による取得や、本人の同意ない要配慮個人情報の取得）があった場合、第三者提供の停止請求については、同法23条1項又は24条に違反した第三者提供があった場合が要件とされていた。

(2) 改正点

改正法では、本人が保有個人データの利用停止・消去請求および第三者提供の停止請求を行うことのできる類型が追加され、請求の要件が緩和された。

利用停止・消去請求については、本人が請求できる類型として、①不適切利用の禁止規定（改正法16条の2）に違反する場合（改正法30条1項）が追加されたほか、利用停止・消去請求および第三者提供の停止請求の双方について、②保有個人データを利用する必要がなくなった場合、③保有個人データに係る漏えい等の事態が生じた場合、④保有個人データの取扱いにより本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合（②ないし④について、同条5項）が追加された。

個人情報取扱事業者は、上記②ないし④による請求を受けた場合であって、請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で利用停止・消去又は第三者提供の停止を行わなければならない（同条6項。なお、「多額の費用を要する場合」等については、現行法と同様）。

(3) 実務への影響

個人情報取扱事業者においては、一定の法違反がある場合以外にも、上記②ないし④を理由とする本人の請求があれば、利用停止・消去および第三者提供の停止を行わなければならないこととなった。

このうち、④については、改正法30条5項の「本人の権利又は正当な利益

が害されるおそれがある場合」との文言は漠然としている。国会審議⁴によれば、本人の意思に反してダイレクトメールが繰り返し頻繁に送付される場合が想定されているようであるが、今後ガイドラインや Q&A において基本的な考え方や具体的事例等を提示することとされている⁵。

企業としては、個人顧客等からの利用停止・消去請求および第三者提供の停止請求を受けた際の現状の対応方針・社内規定等（特に、現行法の要件を満たさない利用停止等の請求に対する任意の対応の有無内容）を確認し、今後公表されるガイドライン等の内容も踏まえて、その修正要否を検討する必要がある。

3 本人の指示した方法による保有個人データの開示

(1) 現行法の規定

現行法では、個人情報取扱事業者が保有個人データの開示請求を受けて開示を行う場合、原則として書面で開示を行うが、開示請求を行った者が同意した方法があるときは当該方法で行うとされている（現行法 28 条 2 項，現行法施行令 9 条）。

(2) 改正点

改正法では、本人は、「電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法」により開示を請求でき（改正法 28 条 1 項），個人情報取扱事業者は原則的に本人が請求した方法により開示しなければならない（同条 2 項本文）。ただし、本人が請求した方法による開示が困難である場合には、書面の交付による方法を用いることができる（同項本文括弧書き）。

(3) 実務への影響

必要となる具体的な開示方法については個人情報保護委員会規則やガイドラインによる具体化を待つこととなるが、企業としては、電磁的記録の提供による方法を用いた開示に向けて準備を進める必要があると思われる。

4 第三者提供記録の開示請求対象への追加

⁴其田個人情報保護委員会事務局長発言『第 201 回国会 衆議院 内閣委員会議事録第 13 号』（2020 年 5 月 22 日）

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000220120200522013.htm

⁵第 149 回個人情報保護委員会配布資料 1『改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について（案）』（2020）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200722_shiryoku-1.pdf

(1) 現行法の規定

個人情報保護取扱事業者は、個人データを提供し、または提供を受ける場合には、原則的に第三者提供に関する記録を作成しなければならないが（現行法 25 条 1 項，26 条 3 項），第三者提供に関する記録は現行法では本人による開示請求の対象とされていなかった⁶。

(2) 改正点

改正法では、第三者提供に関する記録が開示請求の対象に追加された（改正法 28 条 5 項）。ただし、第三者提供に関する記録のうち、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」は、開示請求の対象からは除かれている（同項括弧書き）。

(3) 実務への影響

企業としては、第三者提供に関する記録の開示に備えるため、まず自社における第三者提供に関する記録の作成・保存状況につき確認した上で、本人に第三者提供に関する記録を開示する際のフローなど体制を整える必要があると思われる。

5 オプトアウト規定に係る改正

(1) 現行法の規定

現行法では、個人情報取扱事業者は、本人の求めにより第三者への個人データの提供を停止することとしている場合には、所定の事項につきあらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置いた（以下、「通知・公表等」という。）上で個人情報保護委員会に届出を行うことにより、要配慮個人情報以外の個人データを、本人の同意なく、第三者に提供することができる（現行法 23 条 2 項）。

(2) 改正の背景

現行法においては、適正に取得していないと思われる個人データをオプトアウト規定により流通させる等、個人の権利利益保護の観点から問題のある取扱いが課題となっており、また、個人データに対する本人の関与も名簿の流通により困難となっている。こうした現状を踏まえ、個人の権利利益を保護する観点から、オプトアウトの対象となる個人データを限定することとされた（制度改正大綱 12 頁参照）。

また、現行法上、オプトアウト規定により第三者提供を行う事業者の住所等の基本的事項は法定の届出事項となっていないため、個人情報保護委員会が事

⁶ 瓜生和久編著『一問一答・平成 27 年改正個人情報保護法』（2015 年，商事法務）
[Q64]・100 頁

業者と連絡を取ることができない事態が生じているところ、適正な執行の確保等といった観点から、委員会がオプトアウト届出事業者の所在を把握できるようにすることとされた（制度改正大綱13頁参照）。

(3) 改正点

改正法では、要配慮個人情報に加え、①法17条1項の規定に違反して不正取得された個人データおよび②オプトアウトにより提供された個人データについても、これをオプトアウトにより第三者に提供することができなくなった（改正法23条2項但書）。

また、改正法では、オプトアウトにより第三者に個人データを提供するに際して、本人へ通知・公表等や個人情報保護委員会へ届出を行うべき事項が追加された。具体的には、新たに①第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称および住所ならびに法人代表者等の氏名（同項1号）、②第三者に提供される個人データの取得の方法（同項4号）、③その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項（同項8号）が追加されている。

(4) 実務への影響

オプトアウト規定を利用して個人データを第三者に提供している企業は、提供する個人データに、本改正により新たにオプトアウト規定による提供の対象外となったものがないか再確認する必要があると思われる。また、通知・公表等や届出を行うべき事項が追加されたため、プライバシー・ポリシー等について修正要否を検討することが求められる。

また、企業としては改正法の施行日前に、通知・公表等や届出を行うべき事項として追加された事項（改正法23条2項1号、4号、8号）について通知・公表等や届出を行う必要がある。なお、これらの追加された事項については、企業は改正法の施行日前においても本人への通知や個人情報保護委員会への届出を行うことができ、当該通知および届出は改正法23条2項の規定による通知および届出とみなされる（改正法附則2条）。

第4 事業者の守るべき責務の在り方についての改正点

1 漏えい等が発生した際の個人情報保護委員会および本人への通知の義務化

(1) 現行法の規定

現行法では、漏えい等の事案が発生した場合には、個人情報取扱事業者は個人情報保護委員会等に速やかに報告するよう努めるものとされる（「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）2頁）。また、漏えい等の影響を受ける可能性のある本人に対しては、漏えい等事案の内容等に応じて、事実関係等について、速やかに連

絡しまたは本人が容易に知り得る状態に置くことが望ましいとされている（同告示 1， 2 頁）。

このように、漏えい等が発生した際の個人情報保護委員会等への報告および本人への連絡は、努力義務ないし望ましい措置にとどまっている。

(2) 改正点

改正法では、漏えい等発生時の個人情報保護委員会への報告および本人への通知が、法律上の義務として定められた（改正法 22 条の 2）。

すなわち、個人情報取扱事業者は、取り扱う個人データの漏えい等の事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、原則として個人情報保護委員会に報告しなければならない（同条 1 項本文）。

また、個人情報保護委員会への報告が義務付けられる場合には、個人情報取扱事業者は、原則として当該事態が生じた旨を本人に通知しなければならない（同条 2 項本文）。

いかなる事態が「個人の権利利益を害するおそれ大きいもの」として個人情報保護委員会への報告が求められるものに該当するかについては、今後、個人情報保護委員会規則において定められる。なお、制度改正大綱 15 頁は、これに該当する事態として、①一定数以上の個人データの漏えいや②要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合を想定している。また、国会審議⁷では、これらの 2 類型に加え、③不正アクセスによる漏えい、④財産的被害に至るおそれのあるデータの漏えいが例示されている。

(3) 実務への影響

個人情報保護委員会への報告義務や本人への通知義務に違反した場合、当該義務違反は勧告・命令・公表の対象となるおそれがある（改正法 42 条 1 項， 3 項および 4 項）。したがって、企業としては、今後公表される個人情報保護委員会規則・ガイドラインを踏まえつつ、個人データの漏えい時の報告体制や対応に関する社内規定等について確認・検討を行うことが必要となる。

2 不適正利用の禁止

(1) 現行法の規定

現行法には、個人情報の「取得」について、「偽りその他不正の手段」によるものを禁止する定めがあるが（現行法 17 条）、個人情報の「利用」について、同様の定めはない。

⁷ 其田事務局長発言『第 201 回国会 参議院 内閣委員会議事録第 13 号』（2020 年 6 月 4 日）（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120114889X01320200604¤t=7>）

(2) 改正点

改正法では、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の「利用」を禁止する旨の規定が追加された（改正法16条の2）。

(3) 実務への影響

改正法16条の2の文言は漠然としているが、国会審議においては、違法行為を営む事業者に個人情報を提供するケースや、いわゆる破産者マップのケースのような、裁判所による公告等により散在的に公開されているが差別を誘発させるおそれがあるような個人情報をインターネット上で公開するケースが、同条の適用対象として想定されている⁸。同審議によれば、本条の射程は限定されているとも思われるものの、文言の漠然性ゆえに個人情報の利活用の萎縮を招く懸念はなお存在する。「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法」については、今後ガイドラインやQ&Aにおいて、基本的な考え方や具体的事例等が提示される見込みであり⁹、今後公表されるガイドライン等を注視し、対応する必要があると思われる。

第5 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方についての改正点

1 認定個人情報保護団体制度

(1) 現行法の規定

認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）とは、個人情報取扱事業者等の個人情報等の適切な取扱いの確保を目的として、個人情報保護委員会の認定を受けた法人等をいう（現行法47条1項）。

認定団体は、①その業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下、「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理や、②個人情報等の適切な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供、および③上記①②のほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務を行う（同項各号）。

現行法では、認定団体は対象事業者の個人情報等の取扱い全般を対象とすることとされており、特定の事業のみを対象とすることはできなかった（制度改正大綱17頁）。かかる制度の在り方については、特に大企業等の幅広い事業分野を有する企業側からは、企業全体の業務に対応した認定個人情報保護団体を見つけることが難しい場合が想定され、他方で認定団体側として

⁸ 前掲脚注4

⁹ 丹野個人情報保護委員会委員長発言『第149回個人情報保護委員会議事録』（2020年7月22日）

は、幅広い事業分野を有する企業の業務全体について対応せざるを得ない可能性があった（制度改正大綱 18 頁参照）。

(2) 改正点

改正法では、個人情報保護委員会は、対象事業者の特定の事業のみを対象とする法人等を認定団体として認定することが可能となった（改正法 47 条 2 項）。

また、本改正により新設された概念である仮名加工情報取扱事業者についても、対象事業者に含まれることとなった（改正法 47 条 1 項参照）。

(3) 実務への影響

今後、各々の事業分野に特化した認定団体が設立される可能性があるが、企業としてはそうした認定団体への加入につき検討することが考えられる。

2 保有個人データに関する公表事項の追加

改正法では、個人情報取扱事業者が保有個人データに関し本人の知り得る状態に置くべき事項が追加された（改正法 27 条 1 項 1 号、3 号）。具体的には、個人情報取扱事業者は、①当該個人情報取扱事業者の住所、および②法人の場合はその代表者の氏名等を、本人の知り得る状態に置かなければならない。

以上のほか、今後、法に基づき公表事項を定める政令（法 27 条 1 項 4 号、施行令 8 条）を改正し、個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、公表事項に追加することが予定されている¹⁰。なお、公表事項の追加に関する基本的な考え方や具体的事例等については、ガイドライン・Q&A で提示される予定であるが、この点については特に「小規模事業者等にも配慮した内容を掲載する」見込みのようである¹¹。企業としては、上記法令の改正およびガイドライン等で示される解釈（特に、安全管理措置の内容や、保有個人データの処理の方法等について、何をどの程度公表することが求められるか）を踏まえ、プライバシー・ポリシー等の改定について検討・対応する必要があると考えられる。

第 6 データ利活用に関する施策の在り方についての改正点

1 仮名加工情報制度の新設

(1) 現行法の規定

現行法には、匿名加工情報制度が規定されている（現行法 36 条以下）。匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し

¹⁰ 制度改正大綱・20 頁、前掲注 5

¹¹ 前掲注 5

て得られる情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものを指す（現行法2条9項）。事業者は、適正加工義務（現行法36条1項）のほか、作成時の公表（同条3項）、第三者提供前の公表（同条4項、37条）等の一定の措置を講じることにより、当該匿名加工情報を本人の同意なく第三者に提供できるほか、元の個人情報の利用目的の制約を受けずに利用することができる。

(2) 改正の背景

事業者の中には、自らの組織内部でパーソナルデータを取り扱うにあたり、安全管理措置の一環として、加工後のデータ単体からは特定の個人を識別できないようにするといった、いわゆる「仮名化」と呼ばれる加工を施したうえでデータの利活用を行う例がみられる。また、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るものとして、仮名化された個人情報を利活用しようとするニーズが高まっている。加えて、EUにおいては「仮名化」が規定され、国際的にもその活用が進みつつある。

したがって、一定の安全性を確保しつつ、イノベーションを確保する観点から、他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報（仮称）」が導入が検討されていた（制度改正大綱21～22頁参照）。

(3) 改正点

ア 仮名加工情報の概念

改正法では、仮名加工情報制度が新設された。仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう（改正法2条9項）。

仮名加工情報においては匿名加工情報と異なり、当該仮名加工情報から個人情報を復元できる場合であっても、これに該当しうる。また、当該仮名加工情報と他の情報と照合すれば特定の個人を識別できる場合であっても、仮名加工情報に該当しうる。したがって、仮名加工情報の中には、容易照合性が認められ個人情報に該当する仮名加工情報と、個人情報でない仮名加工情報とが含まれる。

イ 仮名加工情報の作成時等における義務

仮名加工情報を作成するときは、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い個人情報を加工しなければならない（改正法35条の2第1項）。また、仮名加工情報を作成等したときは、「削除情報等」（仮名加工情報の作衛に用いられた個人情報から削除された記述および個人識別符号ならびに加工の方法に関する情報）について、個人情報保護委員会規則で定める安全管理措置を講じなければならない（同条2項）。

ウ 個人情報である仮名加工情報の目的外利用の制限等

個人情報である仮名加工情報については、法令に基づく場合を除き、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてこれを取り扱ってはならない（改正法35条の2第3項）。他方で、改正法15条2項は個人情報である仮名加工情報には適用されない（改正法35条の2第9項）。よって、個人情報である仮名加工情報については、一般の個人情報と異なり、本人の同意を得ずに制限なく利用目的を変更することが可能である。

エ 仮名加工情報の第三者提供の制限

仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報が個人情報に該当するか否かにかかわらず、法令に基づく場合を除きこれを第三者に提供してはならない¹²。ただし、取扱いの委託に伴う提供、事業承継に伴う提供、および共同利用による提供の相手方は、「第三者」に該当しない（以上、改正法35条の2第6項、35条の3第1項、2項）。

オ その他

仮名加工情報については、漏えいの報告等（改正法22条の2）、開示請求（改正法28条）、訂正・追加・削除請求（改正法29条）、利用停止等請求（改正法30条）等の規定は適用されない（改正法35条の2第9項）。

(4) 実務への影響

仮名加工情報は、漏えい時の報告義務が免除され、本人による削除請求等の権利行使も制限されるなどの特性を有するため、事業者としては仮名加工情報制度を活用することも考えられる。

他方で、仮名加工情報の加工基準や安全管理措置基準については、今後、個人情報保護委員会規則で定められる。また、基本的な考え方や具体的事例等については、今後、個人情報保護委員会よりガイドライン・Q&Aにおいて提示されるとされる¹³。事業者としては、今後公表される規則やガイドライン等を踏まえ、仮名加工情報の具体的な利用例について把握した上で、仮名加工情報制度の利用の是非について検討することが考えられる。

¹² なお、制度改正大綱22頁は、「また、「仮名化情報（仮称）」は、事業者内部における分析のために用いられることに鑑み、「仮名化情報（仮称）」それ自体を第三者に提供することは許容しないこととする。その場合であっても、「仮名化情報（仮称）」の作成に用いられた原データ（保有個人データ）を、本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能である。」とする。また、同頁脚注7は、「あらかじめ本人の同意を得ること等により、原データのほか、原データを仮名化したデータを、（現行法における）個人データとして、第三者に提供することも可能である。」としている。

¹³ 前掲注5

2 個人関連情報の第三者提供規制

(1) 現行法の規定

現行法では、個人情報取扱事業者は、本人の同意を得なければ原則として個人データを第三者に提供してはならない（現行法23条1項）。例外的に、個人情報取扱事業者は、オプトアウトにより提供する場合（同条2項）や個人データの取扱いの委託に伴い提供する場合（同条5項1号）等には、本人の同意なくして個人データを第三者提供することが可能である。

(2) 改正の背景

現行法においては、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる情報は、個人情報に該当する（現行法2条1項1号）。

個人に関する情報を第三者に提供する場合、一方の当事者との関係では容易照合性が認められるとして個人情報・個人データに該当するものの、他方の当事者との関係では個人情報・個人データに該当しない場面が考えられるところ、こうした場面において第三者提供規制が適用されるかが問題となっていた。ガイドラインのパブリックコメントに対する回答¹⁴では、当該情報の提供元である事業者において、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かを判断するとする、いわゆる提供元基準をとることが示された。一方で、提供元にとっては個人データに該当しないが、提供先にとっては個人データに該当する場合に、第三者提供規制が適用されるかについては明らかではなかった。

他方で、近年、インターネット上のユーザーデータの収集・蓄積・統合・分析を行う、「DMP（Data Management Platform）」と呼ばれるプラットフォームが普及しつつある。この中で、クッキー等の識別子に紐づく個人情報ではないユーザーデータを、提供先において他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者に提供する事業形態が出現している。ユーザーデータを大量に集積し、それを瞬時に突合して個人データとする技術が発展・普及したことにより、提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら非個人情報として第三者に提供するという、現行法23条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念されていた（以上、制度改正大綱24頁以下）。

(3) 改正点

¹⁴ 『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に関する意見募集結果』（2016）No.19（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000151056>）

改正法では、提供元では個人データに該当しないものの、提供先では個人データとなることが想定される個人に関する情報の第三者提供について、以下の規定が設けられた。

ア 個人関連情報

まず、改正法では個人関連情報の概念が設けられた（改正法26条の2第1項柱書）。個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。個人関連情報に該当し得るものとしては、クッキー等の識別子などが考えられる。

イ 個人関連情報の提供元の確認義務等

提供元である個人関連情報取扱事業者（個人関連情報データベース等を事業の用に供している者）は、個人関連情報（ただし、個人関連情報データベース等を構成するものに限られる）を第三者が個人データとして取得することが想定されるときは、あらかじめ第三者に対し、提供先が本人から当該個人関連情報を個人データとして取得することにつき同意を得ていること等を確認しなければ、個人関連情報を提供してはならない（改正法26条の2第1項）。

改正法26条の2第1項のうち、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが「想定されるとき」との文言は漠然としている。この点、国会審議¹⁵においては、個人データとして取得することが想定される場面として、①提供先が個人データとして取得することを提供元の事業者が想定している場合が挙げられ、その具体例として事前に個人関連情報を受領した後に、他の情報と照合して個人データにするといった旨を告げられている場合が挙げられている。また、②取引状況等の客観的な事情に照らして、個人データとして取得することが一般人の認識を基準として想定できる場合が挙げられ、その具体例としてプラットフォームなどに対し個人関連情報を提供する際、提供先のプラットフォームが当該個人関連情報を氏名等で紐付けて利用することを想定しつつ、そのために用いる固有ID等を併せて提供する場合が挙げられている。また、具体例や判断の仕方については、ガイドライン等において明確化する旨が述べられている。

他方で、提供元である個人関連情報取扱事業者は、当該個人関連情報を提供した年月日や確認に係る事項に関する記録を作成しなければならず（同条3項）、また当該記録を保存しなければならない（同条4項）。

ウ 個人関連情報の提供先の同意取得義務

¹⁵ 前掲注7

提供先は、個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、本人から個人関連情報を個人データとして取得することにつき同意を得る必要がある（同条同項1号）。同意の取得方法については、国会審議¹⁶において、書面や電子メールを受領する方法や確認欄へチェックする方法が想定されるとする一方、ウェブサイトで同意を取得する場合には、単に記載されていることでは足りず、サイト上のボタンをクリックするなどのアクションが必要ではないかと述べられた。また、具体例についてはガイドラインで示す旨が述べられた。

そのほか、提供先は、提供元である個人関連情報取扱事業者に対し、確認に係る事項を偽ってはならない（同条3項、改正法26条2項）。

(4) 改正の見送られた事項

個人情報の概念の中に、クッキー等の識別子を含めることは見送られた。

また、個人データの第三者提供規制の適用の判断基準であるいわゆる提供元基準についても維持されている。

(5) 実務への影響

個人関連情報の提供元となる事業者としては、今後公表される個人情報保護委員会規則やガイドラインの具体例等を踏まえた上で、提供先への確認義務にかかる社内規定を整備することが考えられる。

また、個人関連情報の提供先となる事業者は、自社が個人関連情報の提供を受ける際に本人の同意が必要となるかを確認することが考えられる。また、提供先事業者としては、今後ガイドラインにおいて例示される同意の取得方法を確認した上で、社内対応のフロー等を整備することが考えられる。

第7 ペナルティの在り方についての改正点

1 現行法の規定

現行法は、82条以下において個人情報取扱事業者等への罰則を規定する。

例えば、現行法83条は個人情報データベース等不正提供罪を定めており、個人情報取扱事業者等が自己や第三者の不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供または盗用した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科される。また、現行法84条は、個人情報取扱事業者等が個人情報保護委員会の命令に違反した場合、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金を科す旨を規定している。なお、法人の代表者・従業員等がこれらの違反行為をしたときは、行為者に対して上記のとおり罰するほか、法人に対しても、違

¹⁶ 前掲注7

反者個人と同じく50万円以下・30万円以下の罰金が科される（現行法87条1項）

2 改正の背景

現行法上の罰則は、最大でも1年以下の懲役または50万円以下の罰金であるため、違反行為に対する実効性が不十分であると指摘されていた（制度改正大綱27頁）。また、現行法87条は法人に対して両罰規定を設けているところ、法人に対して行為者と同額の罰金を科したとしても、罰則としての十分な抑止効果は期待できないとも指摘されていた（制度改正大綱27頁）。そのほか、欧州のGDPRが違反行為者に最大で2000万ユーロまたは世界総売上高の4%のうち高い方を上限とする制裁金を科しているように、データ保護法令に対するペナルティの強化は国際的な潮流となっていた。

3 改正点

改正法では、個人情報取扱事業者等へのペナルティが強化された。

具体的には、個人情報保護委員会による命令に違反した場合、違反行為者に対しては、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されることとなり、現行法よりも法定刑が引き上げられた（改正法83条）。

また、個人情報データベース等不正提供罪（改正法84条）が成立する場合や、個人情報保護委員会の命令違反（改正法83条）については、法人に対する罰金額は、最高1億円に引き上げられることとなった（改正法87条1項1号）。

さらに、個人情報取扱事業者等が個人情報保護委員会による命令に違反した場合には、個人情報保護委員会は命令に違反した旨を公表することができるという規定が新設された（改正法42条4項）。

4 改正が見送られた点

本改正では課徴金制度の導入は見送られたものの、課徴金制度の導入は制度改正大綱において継続的な検討課題として示された。すなわち、制度改正大綱では、課徴金制度は刑事罰の限界を補完し規制の実効性確保に資するものであり、また外国事業者に対する有効な法執行手段となり得ると指摘された。一方で、課徴金制度の導入には本邦の法体系上の制約があると指摘がなされた（制度改正大綱34頁）。

5 実務への影響

法人に科される罰金が最大1億円に引き上げられることに伴い、企業として

は、罰則の対象となることのないようより一層の法令遵守が求められることとなる。

第8 法の域外適用・越境移転の在り方についての改正点

1 域外適用の範囲の拡大

(1) 現行法の規定

現行法では、外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内にある者に対する物品・役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得し、外国において当該個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法の一部の規定のみが適用される（現行法75条）。このうち個人情報保護委員会の執行・監督権限に関する規定については、指導・助言（現行法41条）、勧告（現行法42条1項）など、強制力を伴わない規定は域外適用される一方で、報告徴収・立入検査（現行法40条1項）、命令（現行法42条2項、3項）、およびこれらの規定に違反した場合の罰則（現行85条1項および84条）など、強制力を伴う規定は域外適用されない。

(2) 改正の背景

現行法の規定については、外国事業者に対する執行を強化すべきとの意見が多く寄せられていた。また、外国事業者への対応件数が近年増加している状況について、国内事業者と外国事業者との公平性の観点から問題であるとの指摘がなされていた（以上、制度改正大綱28頁）。

(3) 改正点

改正法では、域外適用する規定を限定しないこととされた（改正法75条）。これにより、報告徴収・立入検査（改正法40条1項）、命令（改正法42条2項）など、強制力を伴う規定についても、外国事業者に対し域外適用されることとなった。また、個人情報取扱事業者等が個人情報保護委員会の命令に違反した場合の公表に係る規定（改正法42条4項）についても、域外適用される。

(4) 実務への影響

本改正により、外国企業は、個人情報保護法に違反した場合には、個人情報保護委員会から報告徴収・命令等の強制力を伴うエンフォースメントを受ける可能性があることに留意した上で、本邦の個人情報保護法についてより一層の遵守が求められるものと思われる。

2 越境移転に関する情報提供の拡大

(1) 現行法の規定

現行法では、個人情報取扱事業者が外国にある第三者に個人データを提供す

る場合、原則として、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない（現行法24条1項）。例外的に、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者等に対する個人データの提供については、同意は要件とならない（同項括弧書き）。

(2) 改正点

改正法では、個人情報取扱事業者は、本人の同意を根拠として外国にある第三者へ個人データを提供する場合、事前に本人に対し①移転先の国家における個人情報の保護に関する制度、②移転先事業者が講ずる個人情報保護措置、および③その他本人に参考となるべき情報を提供することが求められる（改正法24条2項）。なお、本人に提供すべき情報の内容や提供の方法については、個人情報保護委員会規則で定められる予定である¹⁷。

上記①ないし③として、どのような情報を提供することが求められるかは不明確であり、特に①については、求められる情報の水準によっては、本人同意を根拠として外国にある第三者への提供を行っている企業にとっては、相当な負担となる可能性がある。この点、国会審議¹⁸においては、提供すべき情報は、第三者の所在する外国の国名や個人情報保護法制などを想定していること、情報提供については、企業自身の取組みをお願いしたいのが基本ではあるが、個人情報保護委員会としても、外国の個人情報保護制度について、参考となる情報を提供していくとの考えが示されている。

また、個人情報取扱事業者が、体制の整備を根拠として外国にある第三者に個人データを提供する場合、①移転先事業者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じること、および②本人の求めに応じ、当該必要な措置に関する情報を本人に提供することが求められる（改正法24条3項）。

以 上

¹⁷ 前掲注5

¹⁸ 前掲注7